

会議名 (審議会等名)	令和3年第10回小金井市農業委員会の会議		
事務局 (担当課)	農業委員会事務局		
開催日時	令和3年10月19日(火) 16:00~17:00		
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室		
出席者	委員	岸野有次、高橋博、鴨下重雄、大久保勝盛、高橋正弘、 阪本啓一、松嶋あおい、鴨下輝秋、高橋金一、高杉隆行、 渡邊雅毅、井寺喜香、大澤一浩、大堀金義	
	その他		
	事務局	高橋事務局長、山崎係長、江平主任	
欠席者			
傍聴の可否	可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場 合は、その理由	個人情報保護による		
会議次第	別紙のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	別紙のとおり		

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

議 長	会期は本日一日とさせていただきます。
-----	--------------------

4 会議録署名委員の指名

議 長	会議録の署名委員を指名します。 〔14番〕大堀金義委員、〔1番〕岸野有次委員にお願いします。
-----	---

5 議案の審議

(1) 第1号議案

- ① 農地法第3条について
(今回はありません。)

(2) 第2号議案 農地法第4条、第5条に基づく転用届出について

- ① 農地法第4条について
(今回はありません。)
- ② 農地法第5条について

議 長	農地法第5条の農地転用届出の専決処理について、事務局より説明をお願いします。 〔2件事務局説明〕
議 長	この件につきましてご意見、ご質問等ございますか。 無いようですので、次へ移ります。

(3) 第3号議案 その他の事項について

- ① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議 長	引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。

事務局	報告いたします。ミカン、アマナツ、フェイジョアなどの果樹を生産され、ミカンは2年ほど前に苗木を定植したとのこと。庭先販売をされ、肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 2件目について、事務局より説明をお願いします。 〔事務局説明〕
議長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告いたします。こちらの農地は、半分以上がグランドカバーの芝で、一部の畑でサトイモ、サツマイモなどの野菜、その他ナシとカキを生産されております。芝は所々に雑草が生えてきており、販売としては難しいとのことでした。野菜と果物をJAに出荷され、一部庭先販売しております。果樹は消毒が必要なことから、今後は果樹を撤退し、ケーキ用のクリを生産したいとのことでした。 南側の農地の一部2箇所1.6㎡は、アマチュア無線の鉄塔と鉄塔後のコンクリートが残っているため納税猶予から外しております。 肥培管理に問題ないことから証明することに問題ありません。
委員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。 〔「異議なし」との声あり〕
議長	異議なしと認め証明することといたします。 3件目について、事務局より説明をお願いします。

		〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事	務	報告いたします。現在こちらの農地では、タマネギやコマツナなどの野菜とミカン、レモン、イチジクなどの果樹を生産されております。
局		以前は多品目の野菜を生産され市場に出荷しておりましたが、現在は、近隣への販売と自家消費とのことです。当日の調査は、来年定年を迎えられる長男が立ち合いされ、定年後は売上が上がる経営をしたいとイチゴを生産しジャムの加工などを手掛けたいとのことです。
		とてもきれいに管理されており、証明することに問題ありません。
委	員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
		〔「異議なし」との声あり〕
議	長	異議なしと認め証明することといたします。 4件目について、事務局より説明をお願いします。
		〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事	務	報告いたします。こちらの農地は、サトイモ、ラッカセイ、ゴボウ、ミカン、ブドウの他多品目の野菜や果物を生産されております。
局		以前はJAにも出荷しておりましたが、現在は庭先販売のみとのことです。肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委	員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
		〔「異議なし」との声あり〕
議	長	異議なしと認め証明することといたします。

	<p>5件目について、事務局より説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">〔事務局説明〕</p>
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。こちらの農地は、オクラ、ネギ、ダイコンなど生産されており、農地の一部に残渣が見られたため、処理をするよう指導いたしました。その他、肥培管理に問題ないことから証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
	〔「異議なし」との声あり〕
議 長	異議なしと認め証明することといたします。 6件目について、事務局より説明をお願いします。
	〔事務局説明〕
議 長	事務局より説明が終わりましたので、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	報告いたします。こちらの農地では、クリの生産が中心で、その他ギンナン、シイタケを生産しております。出荷先は、息子の仕事の関係先での販売と近隣の方などに販売しています。農地内にコブシの大木があり、通常生産に必要な樹木は猶予の対象から外されたり、樹木を伐採するなどの対応となりますが、貴重なコブシの木を保存していきたいとのことから税務署に相談したところ、コブシの木の周辺でシイタケの原木を使って生産することで、猶予対象から外すことなく認められたとのことでした。 肥培管理も問題ないことから証明することに問題ありません。
委 員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議 長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。

		〔「異議なし」との声あり〕
議	長	異議なしと認め証明することといたします。

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議	長	相続税の納税猶予に関する適格者証明について事務局より説明をお願いします。
		〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりましたので、事務局と地区担当委員より報告をお願いします。
事	務	局
		こちらの農地では、体験型農園経営とブルーベリーやラッカセイを生産しております。対象者の長女が以前から農業経営の中心として従事しておりました。今後は、体験型農園を辞めて別のことを検討していきたいとのことでした。 肥培管理も問題なく、証明することに問題ありません。
委	員	事務局の報告のとおりです。問題ありません。
議	長	この件につきましてご意見ご質問ございませんか。 無いようですので、この件につきましてはご異議ございますか。
		〔「異議なし」との声あり〕
議	長	異議なしと認め証明することといたします。

③ 生産緑地の取得の斡旋について

議	長	生産緑地の取得の斡旋について事務局より説明をお願いします。
		〔事務局説明〕
議	長	事務局より説明が終わりました。この件について、ご質問等ございますか。 無いようですので、地区担当委員におかれましては、取得を希望する農家の方がいらしたら、次回の会議までに事務局へ連絡をお願いいたします。

6 協議事項

議 長	協議事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>〔(1)「第48回農業委員会等功労者」、「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について〕</p> <p>前回からの継続案件です。推薦者がいる場合はご報告ください。また、いない場合には事務局から基準を満たす農業者の方に声を掛けさせていただき、了承が得られた場合は、推薦様式にて推薦したいと思います。</p> <p>〔(2)令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について〕</p>
事 務 局	こちらにつきましても、推薦者がいる場合はご報告ください。また、いない場合には事務局から基準を満たす農業者の方に声を掛けさせていただき、了承が得られた場合は、推薦様式にて推薦したいと思います。
議 長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。

7 報告事項

議 長	報告事項について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	<p>〔(1)特定生産緑地の指定申請結果報告〕</p> <p>9月30日をもって申請の受付を終了し、平成4年から6年に指定された生産緑地の約52.6ヘクタールの内、97.9パーセントを特定生産緑地に申請いただきました。</p> <p>今後は、受け付けた申請分を都市計画審議会に諮る予定です。</p>
委 員	地区担当委員として、地区の申請状況を把握しておかなければならないため、申請状況が分かる資料を配布してほしい。
議 長	農業委員としての責任があるため、何らかの資料を示してほしい。
事 務 局	資料を作成し、次回の総会で配布させていただきます。
委 員	特定生産緑地を指定した後に、隣地にある農地を生産緑地に追加指定した場合は、10年毎に申請ができるのか。

議	長	追加指定した生産緑地は、指定から30年経過しないと特定生産緑地に指定できない。 生産緑地と特定生産緑地が混在する場合は、満了の期間がそれぞれ違うため、市も農家も忘れないよう気を付けなければいけない。
議	長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。

8 連絡事項

議	長	連絡事項について事務局より説明をお願いします。 〔(1)北多摩地区農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について〕 〔(2)農業委員会会長研究集会の開催について〕
議	長	ご質問等ございますか。 無いようでしたら次へ移ります。

9 その他

議	長	その他について何かございますか。
事 務 局		〔(1)ノー上着・ノーネクタイ運動の実施期間について〕
委 員		〔(2)農業委員会会長職務代理・部会長研究集会報告〕 〔(3)女性農業委員等研修会報告〕
事 務 局		生産緑地の追加指定の相談受付が5月の年1回から随時受付に変更になりました。
議	長	無いようでしたら、これで令和3年第10回農業委員会の会議を終了させていただきます。

第10回小金井市農業委員会の会議次第

日 時 令和3年10月19日(火)

午後4時 開会

場 所 小金井市役所第二庁舎801会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会期の決定

4 会議録署名委員の指名

5 議案の審議

(1) 第1号議案 農地法に基づく農地の許可申請について

① 農地法第3条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

(2) 第2号議案 農地法に基づく農地の転用届出について

① 農地法第4条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

② 農地法第5条について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件

(3) 第3号議案 その他の事項について

① 引き続き農業経営を行っている旨の証明について・・・・・・ 6件

② 相続税の納税猶予に関する適格者証明について・・・・・・ 1件

③ 生産緑地の取得の斡旋について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

6 協議事項

(1) 「第48回農業委員会等功労者」、「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について

(2) 令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰候補者の推薦について

7 報告事項

(1) 特定生産緑地の指定申請結果報告

8 連絡事項

(1) 立毛品評会の開催について

(2) 農業委員会会長研究集会の開催について

9 その他

- (1) ノー上着・ノーネクタイ運動の実施期間について
令和3年5月1日（土）～10月31日（日）

10 閉会